

平成30年度袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会

1 開催日時 平成30年10月10日(水) 午後1時30分開会

2 開催場所 学校給食センター2階食育ルーム

3 出席委員

委員長	石井 俊一	委員	佐野 功
委員	林 健司	委員	横田 智子
委員	庄司 三喜夫	委員	柏木 喜男
委員	齋藤 智史	委員	大工原 紘子

4 出席職員

学校教育課主査	式地 智子	学校栄養職員	井上 千香子
上席栄養士	室武 由香子	栄養士	黒川 裕子
主任栄養士	竹田 悠里		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5名	傍聴人数	0名
------	----	------	----

6 次第

(1) 開会の言葉

(2) 教育部長挨拶

(3) 報告

平成30年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告

1 小中学校別学校給食食物アレルギー対応申請児童生徒の数

2 学校給食食物アレルギー対応申請の原因食物

(4) 議事

「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改定について

(5) その他

(6) 閉会の言葉

7 報告及び議事

式地主査	本日はお忙しい中、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 ただいまより、平成30年度袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委
------	--

	<p>員会を開催いたします。</p> <p>初めに教育部長よりごあいさつをお願いします。</p>
石井部長	あいさつ（省略）
式地主査	<p>有難うございました。</p> <p>新任委員の紹介（省略）</p> <p>本日、欠席委員無し、出席委員8名となり過半数の委員の出席がありますので、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、本会議は成立となります。</p> <p>それではただ今から報告に移りたいと思いますが、進行につきましては、袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第6条第1項により、石井部長に議長をお願いいたします。</p>
石井議長	<p>それでは要綱に従いまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ち報告いたします。本委員会は市附属機関等の会議の公開の対象となっており、市広報により市民に周知を図ったところですが、傍聴希望者はありませんでした。</p> <p>それでは、早速報告に入りたいと思います。報告につきましては、配付した会議次第に沿って、事務局からの説明、その後委員からの質疑の順で進めてまいります。</p> <p>それでは始めに、3 報告「平成30年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	【報告に関する説明】
石井議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑及び意見をお受けします。</p>
	質疑なし
石井議長	<p>質疑はないようですので、議事に進みたいと思います。</p> <p>4 議事「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	【議題に関する説明】
石井議長	説明が終わりましたので、これより質疑及び意見をお受けいたします。
庄司委員	<p>マニュアルの4 対応の流れの（1）食物アレルギー調査のところ、就学時健康診断を他市で受けて、その後本市に転入してくる新一年生がいます。改定前だと転入時は随時と書いてあるのでそれに該当すると思いますが、新一年生はその前の段階では学校には来ないので、この3つある様式の配付はどこが主体に行うものですか。新規発症・診断及び転入時は随時と書いてあればそういう位置づけとされるが、それを削除してしまった場合はどこが主体となってどの時期に配付するのでしょうか。</p>

石井議長	今の意見に対していかがですか。
事務局	転入時は随時というところをまとめてしまうと、どこが主体となって動くかの位置づけが曖昧になってしまうということですよね。
庄司委員	新入生は入学の手続きで学校には来ますが、どちらが主体で動くのでしょうか。学校に来るタイミングとすると、転入時の随時を残した方がよいのではないのでしょうか。
事務局	この言葉については残す方向で検討します。今庄司委員がおっしゃられていた、どちらが主体かというのはこれだけではわからないですね。
庄司委員	それは運用の中で行う、ということでもいいのかもかもしれませんが。
事務局	ありがとうございます。この状況については想定していませんでしたので、修正いたします。
齋藤委員	これに関連してですが、去年奈良輪小で2月か3月に食物アレルギー対応で追加となった子がいまして、そのとき学校にまだ入っていないのに主体が学校ではおかしいという話になり、君津市から来たんですけれども、市教委同士で就学時健診どうでしたかとか、アレルギーの聞き取りをやってませんか、とかのやり取りをしました。就学に関する書類は市教委同士では渡せないで、お母さんにいったん渡されたのを袖ヶ浦市教委に持っていくよう伝えました、と君津市に言われ、給食センターが主体もおかしいし、会場は奈良輪小でやりましたが、結局は就学時指導担当がお母さんと連絡を取り合いました。なので、主体は学校教育課が学校と保護者に連絡をいれ、やりとりを行うようになると思います。そのようなことがあるので随時対応を入れておかないといけないと思います。
事務局	マニュアルについては転入のことも頭に入れて見直します。
石井議長	就学時健康診断後の転入は、今後も同じようケースが考えられるので検討をお願いします。 他に意見はありますか。
柏木委員	今のお話ですが、進級時や転入時など、途中で申請が出てきたときは学校へ行かせていただき、家庭の事情なども考慮し、負担にならないようケースバイケースで対応させていただきます
石井議長	新規発症の場合にも考えられるので、その辺も対応していただきたい。 他に意見はありますか。
横田委員	今まで説明会を開催していたので、11月頃説明会があることを家庭に伝えていました。それで全体に周知していると思っていましたが、これからは新小学一年生以外にはアレルギーの相談を受けてもらえることをどのように周知すればよいのでしょうか。保健日より周知もできますが、給食日よりこんなことをやっているという周知してもらえたらと思います。

柏木委員	その件につきましては私どもも考えておりました。給食だよりは全家庭に配布する一番の情報発信の機会ですので、11月にはアレルギーの相談に関する内容を載せていきたいと思っています。
事務局	参考で、今までの説明会への参加者数について報告させていただきます。初年度で53名の参加、27年度で31名、28年度は20名、昨年度29年度は17名の参加でした。在校生の参加者数が、27年度は8名、28年度は4名、昨年度は3名の参加でございます。周知はもちろん大事ですが、参加者数は大変少なくなってきていますので、先ほど所長からもありましたように個別の対応を図っていかれたらと思います。
庄司委員	これはやれと言うことではないですが、小学生の男の子はお便りを配ったらランドセルの奥で蛇腹になっていることがあるので、紙を配ったら周知したということではなく、アピールも込めて広報等でも周知したらよいのではないですか。
柏木委員	確かにそのようなこともあるので、何らかの方法で周知していきたいと思えます。
齋藤委員	給食費の集金袋は学校ごとに違うのですか。
柏木委員	基本的な様式はありますが、学校によって変えているところもあるので少しずつ違います。
齋藤委員	給食センターが一括で作っているものではないのですね。集金袋の裏にそのアレルギー対応の案内をのせたらと思ったのですが。
柏木委員	給食だよりは何か月かに一回の配布ですが、献立表は毎月の配布ですので、空いているスペースに少し目立つように載せて活用することもできます。
石井議長	全家庭に周知できる方法をとってほしいと思います。 他に意見はありますか。
	質疑無し
石井議長	他にご意見がなければ、マニュアルの改定について、内容を一部修正したうえで改定してよろしいか賛成の方の挙手を求めます。
	全員賛成
石井議長	全員賛成ですので、これにより4議事「袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改定については承認されました。 本日予定しておりました議事はすべて終了しました。これにて議長の任を解かせていただきます。
式地主査	皆様ありがとうございました。次第の5 その他になりますが、事務局からはその他ございませんが、委員さんから何かご意見等ありますか。 なければこれにて平成30年度袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

平成 30 年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告

1. 小中学校別学校給食食物アレルギー対応申請児童生徒の数（表 1）

平成 30 年度 7 月末時点学校給食の食物アレルギー対応を希望する児童生徒数は表 1 のとおりです。この数は全児童生徒数の 1.1% にあたります。なお、給食対応を申請していない児童生徒もおり、実際の食物アレルギー有病者数はこの数より多く在籍しています。平成 30 年 2 月 26 日開催「平成 29 年度袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」において新年度の食物アレルギー対応児童生徒の検討をしたところですが、その後、年度途中の申請が 6 件ありました。緊急の対応にあたるため、本委員会を開催せず、教育委員会内において決裁を受けましたので併せて報告いたします。追加承認された児童生徒の状況は表 2 のとおりです。

（表 1）

学校名	レベル 1 (詳細な献立表対応)	レベル 2 (一部・完全弁当対応)	レベル 3 (除去食対応)	アレルギー 対応合計
昭和小	6	2		8
長浦小	8	2	1	11
根形小	1	4	1	6
中川小	3	1		4
平岡小				0
幽谷分校				0
蔵波小		10	2	12
奈良輪小		6		6
計	18	25	4	47
昭和中		1		1
長浦中	1	1		2
根形中				0
平川中	2			2
蔵波中		3	1	4
計	3	5	1	9
合計	21	30	5	56

(表2)

学校名		学年	性別	保護者申請及び校内対応検討レベル	食物アレルギー原因食物	食物アレルギー病型	学校における配慮等一部抜粋	エピソードの有無	申請日
長浦	小学校	1年生	男	レベル1	カシューナッツ	即時型 口腔アレルギー症候群	ナッツ類が出た日は、ナッツ類を除去し、保健室で喫食させる。	有	平成30年5月24日
長浦	小学校	4年生	男	レベル2	エビ、カニ	即時型	エビ・カニを除去した後のエキスを摂取した日は昼休みの運動を控え、体調に変化がないかを観察する。	無	平成30年6月4日
蔵波	小学校	1年生	男	解除	落花生、種実類・木の実類(全般)	即時型	食物経口負荷試験の結果、ナッツ類の制限が解除となったため。	無	平成30年4月16日
奈良輪	小学校	1年生	男	レベル2	鶏卵、カニ、いくら	即時型	「学校の食物アレルギー対象者の対応」に従い、食物アレルギーの緊急時対応を図る。	無	平成30年3月26日
昭和	中学校	2年生	男	レベル2	エビ	即時型 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	対応するものがある日は朝の打ち合わせで周知する。	有	平成30年5月31日
長浦	中学校	2年生	女	レベル2	りんご	即時型	アレルゲンの入っている献立メニューを事前に確認し、本人へ伝える。保護者とも確認する。全職員で情報を共有する。	無	平成30年4月18日

2. 学校給食食物アレルギー対応申請の原因食物

学校給食食物アレルギー対応の申請は、鶏卵（19人）、落花生（16人）、かに（12人）、えび（9人）、乳（8人）の順に多く申請があります。献立を立てる際には同一日に同じ原因食物が重複しないか、などの検討を行いながら対応しています。

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部を修正する新旧対照表

目次

- II 袖ヶ浦市学校給食における食物アレルギーの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- VI 給食対応フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

改定のポイント

平成26年度から学校給食の食物アレルギー対応に関する説明会を年1回開催していたが、参加者のほとんどが新小学1年生であり、保護者は学校や学校給食センターに何度も足を運ばなくてはならない。保護者の負担軽減を図るため、説明会を廃止し、就学時健康診断会場において全体説明と個別に相談・申請ができる体制を構築する。それに伴い一部マニュアルを改定するものである。

また、食物アレルギーの対応について一部実態と合わない点を見直すものである。

1. 対応の流れにおいて説明会を削除し、就学時健康診断の対応を追記した点。
2. 申請書類の提出と個別面談の項目が分かれていたことにより、別日にそれぞれを行っていた学校があったことから、同一項目にすることで申請と面談を同一日に行うことが可能になり、学校と保護者の負担が軽減される。
3. 手順が変わったことにより対応のフローを改定した点。

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 【比較表】

○ II 袖ヶ浦市学校給食における食物アレルギーの対応

改定後	改定前
<p>4 対応の流れ</p> <p>(1) 食物アレルギー調査 (10月～11月)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>市教育委員会から、新小学校1年生の保護者に送付される就学時健康診断の案内書類に、「食物アレルギーに関する調査票」_____を併せて送付し、_____就学時健康診断時に提出するよう依頼します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 学校給食における食物アレルギー関係書類の配付 (10月～11月)</p> <p>学校給食センターは、就学時健康診断会場において「食物アレルギーに関する調査票」から食物アレルギーの有無を把握し、食物アレルギーのある児童の保護者に状況の聞き取りを行います。聞き取り内容から必要に応じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配付します。</p> <p>学校は、食物アレルギーを有する進級児童生徒に「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配付します。</p> <p>(3) 申請書類の提出・個別面談の実施 (12～2月)</p> <p>(P.9 III「保護者との個別面談」参照)</p> <p>学校給食における食物アレルギー対応を希望する保護者は、学校を通じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を提出します。_____</p> <p>_____</p> <p>進級児童生徒の内、食物アレルギー対応が解除になった場合は「食物ア</p>	<p>4 対応の流れ</p> <p>(1) 食物アレルギー調査_____</p> <p>(新小学校1年生：10月 進級時：11月 新規発症・診断及び転入時：随時)</p> <p>市教育委員会から、新小学校1年生の保護者に送付される就学時健康診断の案内書類に、「学校給食食物アレルギー対応説明会」に関する案内文を併せて送付し、説明会の参加の有無について就学時健康診断時に提出するよう依頼します。</p> <p>食物アレルギーを有する進級児童生徒には、学校から11月上旬に「学校給食食物アレルギー対応説明会」に関する案内文を配布し、食物アレルギー対応説明会の参加の有無について期日までに学校に提出するよう依頼します。</p> <p>(2) 食物アレルギー対応内容の説明会開催と関係書類の配布 (12月)</p> <p>説明会の参加申し込みがあった保護者に対し、学校給食センターは学校給食における食物アレルギーの対応について、「学校給食食物アレルギー対応説明会」を開催します。説明を聞いた上で、学校給食での食物アレルギー対応を希望する保護者に対し、「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配布します。</p> <p>説明会に参加できない保護者には、個別に対応します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 申請書類の提出 (1月～2月)</p> <p>_____</p> <p>学校給食における食物アレルギー対応を希望する保護者は、学校を通じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を提出します。学校は申請書類を取りまとめ、市教育委員会に提出します。</p> <p>_____</p> <p>進級児童生徒の内、食物アレルギー対応が解除になった場合は「食物ア</p>

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

改定後	改定前
<p>アレルギー対応給食 解除申請書【様式第7号】を提出します。</p> <p>学校は、「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」の提出を受け、保護者と個別面談を行います（新中学1年生の面談は、小学校から引き継ぎを受けた上で受け入れ中学校で面談を行います）。</p> <p>個別面談では、対象の児童生徒と保護者の情報を詳細に得ること、申請内容を正しく把握することに努め、保護者に学校給食の提供までの流れや学校及び学校給食センターの現状を伝えます。</p> <p>学校はこれらの申請書類を取りまとめ、市教育委員会に提出します。</p> <p>(4) (3) に記載</p> <p>(4) (5) (6) (7) (8) 略</p>	<p>アレルギー対応給食 解除申請書【様式第7号】を提出します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 個別面談の実施（1～2月）(P. 9 III「保護者との個別面談」参照)</p> <p>学校は、「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」の提出を受け、個別面談の日程を保護者と調整します。</p> <p>個別面談では、対象の児童生徒と保護者の情報を詳細に得ること、申請内容を正しく把握することに努め、保護者に学校給食の提供までの流れや学校及び学校給食センターの現状を伝えます。</p> <p>新中学1年生の面談は、小学校から引き継ぎを受けた上で受け入れ中学校で面談を行います。</p> <p>(5) (6) (7) (8) (9) 略</p>

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

○ VI 給食対応フローチャート

改定後						改定前					
1 年間フローチャート 【A.新小学校1年生/B.進級時】						1 年間フローチャート 【A.新小学校1年生/B.進級時】					
時期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者	時期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者
10月～11月 就学時健康診断(新小学校1年生)	就学時健康診断の通知と併せて、「食物アレルギーに関する調査票」を郵送。 受付時、調査票を回収する。	①		全保護者に配布。		8月下旬～9月中旬			新小学校1年生・進級児童生徒に対し、「学校給食食物アレルギー対応説明会」に関する案内文(参加申込書付)の配布準備。		
		②		全員調査票を提出。		10月中 説明会の案内通知(新小学校1年生)				全保護者に配布。	
		③	回収した調査票から聞き取りを行う。 学校給食対応を希望する児童には学校給食における食物アレルギー対応の関係書類を配付する。 【様式第1号食物アレルギー対応給食申請書】 【様式第3号学校生活管理指導表】を配付。	④		10月中旬～11月中旬 説明会参加申し込み(新小学校1年生)				全員説明会参加申込書を提出。	
10月～11月 進級児童生徒における食物アレルギー対応の関係書類の配付	進級児童生徒の食物アレルギーを有する保護者に【様式第2号食物アレルギー対応給食実施・変更申請書】 【様式第3号学校生活管理指導表】の配付・回収及び校内食物アレルギー検討委員会の開催・報告を学校長あてに依頼する。	⑤			病院を受診し、診察を受ける。	11月中 説明会の参加確認(新小学校1年生)			食物アレルギーを有する児童生徒で、説明会に参加しない家庭に対し、給食対応について説明の電話を入れる。		
			⑥					③			④

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル [比較表]

改定後						改定前					
時期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者	時期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者
11月～1月 申請書類の集約・確認		申請を受けて保護者と面談の調整をする。 食物アレルギーを有する児童生徒で申請書類等の提出がない家庭に申請の有無を確認する。 <small>(新小学校1年生を含む)。</small>	⑦			11月上旬 説明会の案内通知(進級児童生徒)	学校長あてに進級児童生徒の食物アレルギーを有する保護者に説明会案内文の配布を依頼する。併せて今後の学校の対応の流れについて通知する。 学校給食センターへ情報提供。	「学校給食食物アレルギー対応説明会」に関する案内文(参加申込書付)を対象児童生徒に配布。 回収後、学校教育課に提出。	献立表、給食日より、ホームページを通して説明会の情報を対象児童生徒以外にも提供する。 ⑦		
1月中 申請書類の取りまとめ	学校給食センターへ情報提供。	食物アレルギー対応希望者一覧表を学校教育課へ提出。 ⑨	⑩			12月中旬 説明会	説明会の開催 必要者に【様式第1号 食物アレルギー対応給食申請書】 【様式第2号 食物アレルギー対応給食実施・変更申請書】 【様式第3号 学校生活管理指導表】を配布。	説明会の開催 必要者に様式第1,2,3号を配布。 不参加の新小学校1年生には、必要に応じて電話で状況を聞き取り、申請書類等を配布する。	⑧	参加の有無を提出する。	
11月～1月 面談	面談	面談 【様式第4号面談記録票及び個別対応票】にまとめる。	⑫	面談	面談	12月下旬 説明会内容・参加者の情報共有		参加しなかった在校生については、学校より様式1～3号を配布する。 ⑪	説明会説明内容・参加児童生徒の情報を学校に通知し、情報を共有する。 ⑫		
2月中 校内食物アレルギー対応委員会の開催	必要に応じて出席する。	面談結果に基づき、校内食物アレルギー対応委員会を開催し、対応について検討する。 様式第1～4号、「校内食物アレルギー対応委員会報告書」を学校教育課に提出する。 ⑬		必要に応じて出席する。		1月中旬 申請書類の提出・確認	申請を受けて保護者と面談の調整をする。 食物アレルギーを有する児童生徒で申請書類等の提出がない家庭に申請の有無を確認する。 <small>(新小学校1年生を含む)。</small>		⑬	様式第1,3号を学校に提出する。	様式第2,3号を学校に提出する。
2月 食物アレルギー対応検討委員会開催通知		⑭		アレルギー対応検討委員会開催の通知を出す。					⑭		

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル [比較表]

改定後						改定前					
時期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者	時期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者
3月上旬 食物アレルギー対応検討委員会の開催	食物アレルギー対応検討委員会 様式第1,2,3,4号、その他の資料に基づき、対象となる児童生徒ごとの対応を検討し、決定する。					1月中 申請書類の取りまとめ	学校長あてに提出された申請書類、校内食物アレルギー対応委員会報告書の提出を依頼。 学校給食センターへ情報提供。	食物アレルギー対応希望者一覧表、様式第1,2,3号を学校教育課へ提出。 学校教育課、学校給食センターと面談日の調整をする。			
3月中旬から下旬 決定通知の作成			委員会で決定された事項に対し、【様式第5号食物アレルギー対応給食決定通知書】を作成し、市教育委員会内で承認を受ける。			2月中 面談	面談	面談 面談結果を【様式第4号 面談記録票及び個別対応票】にまとめる（保護者に内容確認の署名）。		面談	面談
3月中旬から下旬 対応の決定 食物アレルギー対応献立表の配布			新小学校1年生に様式第5号を送付。併せて【様式第8号食物アレルギー用詳細献立表】を送付 進級児童生徒に様式第5号、8号、【様式第9号除去食献立表】を学校へ配布。	⑮		2月中旬まで 校内食物アレルギー対応委員会の開催	必要に応じて出席する。	面談結果に基づき、校内食物アレルギー対応委員会を開催し、対応について検討する。 「校内食物アレルギー対応委員会学校給食に関する報告書」を学校教育課に提出する。		必要に応じて出席する。	
		様式第5号を進級児童生徒に配布する。				2月上旬まで 食物アレルギー対応検討委員会開催通知			アレルギー対応検討委員会開催の通知を出す。		
4月中旬 除去食献立表の配布 (新小学校1年生)			様式第8,9号を進級児童生徒に配布。			3月中旬 食物アレルギー対応検討委員会の開催	食物アレルギー対応検討委員会 様式第1,2,3,4号、その他の資料に基づき、対象となる児童生徒ごとの対応を検討し、決定する。				
		様式第9号の配布									

※新規発症/診断時及び転入時については、新小学校1年生同様速やかに対応すること。

袖ヶ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 〔比較表〕

改定後	改定前					
	時 期	学校教育課	学校	学校給食センター	新小学校1年生の保護者	進級児童生徒の保護者
	3月中旬から下旬 決定通知の作成			委員会で決定された事項に対し、【様式第5号 食物アレルギー対応給食決定通知書】を作成し、市教育委員会内で承認を受ける。		
	3月中旬から下旬 対応の決定 食物アレルギー対応献立表の配布		様式第5号を進級児童生徒に配布する 様式第8,9号を進級児童生徒に配布。	新小学校1年生に様式第5号を発送。 併せて【様式第8号食物アレルギー用詳細献立表】を送付 進級児童生徒に様式第5号、8号、【様式第9号 除去食献立表】を学校へ配布。	②② →	
	4月中旬 除去食献立表の配布 (新小学校1年生)		様式第9号の配布	新小学校1年生分様式第9号の作成、学校配布。	← ②③	← ②④ →

※新規発症/診断時及び転入時については、新小学校1年生同様速やかに対応すること。